

青森大学個人情報保護委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学における個人情報の取扱いを適正かつ円滑に進めるために、「青森大学個人情報の保護に関する規程」第6条に基づき設置する青森大学個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する規程等の整備に関する事項
- (2) 個人情報の収集、管理、利用、開示又は訂正に関する事項
- (3) 個人情報の取扱いに関する不服申し立てに関する事項
- (4) 個人情報の管理者に対する指導・助言に関する事項
- (5) 個人情報保護に関する広報・啓発に関する事項
- (6) その他、個人情報保護に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 学生委員長
- (4) 教務委員長
- (5) 事務局長

2 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、学長が指名する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 第2条の委員の任期は、その在任期間とする。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めること

ができる。

(事務)

第6条 委員会の庶務は、事務局長が処理する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。